

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年2月27日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「中田中央公園」について、「南部公園緑地事務所（以下、南部）が所管している。2014年4月からは奈良・ニホンターフメンテナンス共同事業体が指定管理者を担当しており、現在に至っている。」と述べており、「指定管理者の業務外の作業に気づかないまま、その妥当とはいえない作業にも事業費を支払っており、横浜市に損失が生じている」という記載と合わせて、当該公園の指定管理に関するみどり環境局の公金の支出について主張しているものと解されます。

請求人は、当該指定管理者・特定事業者の行為について多数指摘し、「横浜市はこういった実態・実情を知らないまま事業費を支払っている」と述べていますが、これらの指定管理者の行為と横浜市の財務会計上の行為がどのように関わるかが不明確であり、横浜市の執行機関又は職員の公金の支出について違法又は不当とする理由について摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。